

御嶽山関連鎌倉時代文書の信憑性をめぐって ：『鎌倉遺文』データベース利用の一例

SEKIGUCHI, Tsuneo / 関口, 恒雄

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

66

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

84

(発行年 / Year)

1999-03-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002619>

御嶽山関連鎌倉時代文書の 信憑性をめぐって

——『鎌倉遺文』データベース利用の一例——

関 口 恒 雄

目 次

はじめに

I 『縁起』の内容と研究史

- (1) 『縁起』の内容
- (2) 御嶽山関係近世文書からの検討
- (3) 『鎌倉遺文』データベースの検索と大仲臣國兼の人物像
- (4) 伊勢神宮領の展開と関東地方
- (5) 小 括

II 「一探手半」の内容と歴史的性格，古辞書・古文献類の紹介

- (1) 「一探手半」仏像の歴史的意味
- (2) 中世文学・古辞書中の「一探手半」の検討
- (3) 「一探手半」の『鎌倉遺文』上の検索
- (4) 『平安遺文』CD-ROM上の検索
- (5) 小 括

——「一探手半」の歴史的逸失と現行活字「探」の誕生——

III 結論——『縁起』の評価とデータベース作成上の留意点

はじめに

都下青梅市御岳の御嶽神社には，社有文書と呼ぶべき固有の文書はないが，町内居住の御師（オン）家には，かなりの数の古文書を所蔵している

家がある。御師が参詣者の宿泊・お守り札の配布など、神社経営の周辺にあって信者の組織者として活躍したことから、当然のことであろう。現在、法政大学の調査研究チーム⁽¹⁾と青梅市教育委員会との合同調査団は、この地域の社会・文化史を解明すべく御嶽神社関連古文書の調査・研究に従事しているが、鎌倉時代にさかのぼる史料は、今のところ、神社総代の金井家に伝わる以下の2点に限られている。

A 建長8(1256)年2月 武蔵国奥院御嶽縁起(以下『縁起』と略す。)

B 正和3(1314)年閏3月 御嶽山社頭來由記

ところで、これら2点の古文書についての評価は、必ずしも充分ではないように思われる。例えば、鎌倉時代の古文書の集成を目的とする全46巻の『鎌倉遺文』にも、これら2文書は採択されていないのである。編集者の単なる見落としという事も十分に考えられるが、もうひとつには、これら文書がやや孤立した存在であり、それゆえに、研究上の位置づけが困難な史料であったことも、その理由の一端になっているのではなからうか。

ところで筆者は、しばらく前から『鎌倉遺文』のデータベース化を計って、その作業に打ち込んでいるが、現在までの成果の一部を、これらの解明に充ててみようとして試みた。ただし、データベース化の未だ及ばないBの検討は、後日に譲るほかない。

ただ、以上のような事情とは別に、これら2点の古文書の間、文体と書体の両面で、かなりな差異があることは、指摘しておく必要があろう。すなわち、B文書は、明らかに、江戸時代の御家流の流れを汲む独特な書体で書写されているのに対して、A文書は、文体・書体ともに鎌倉時代の風格を保っていることである。今回、これら2点の原文書を検討する機会を得て、ますますその感を強くした。

この小論は、A文書の内容的な検討と、『鎌倉遺文』データベースによるその調査・検討を主たる目標とすることは、以上の通りであるが、同時にデータベースの持つ限界と、今後の課題をも明らかにすることを、もう

一つの課題としたいと思う。

I 『縁起』の内容と研究史

(1) 『縁起』の内容

ここでは、先学の業績⁽²⁾をも参照しながら、この文書の全文を紹介してみよう。

南瞻部州大日 [] (本國東海) 道武蔵國奥院御嶽縁起事

□(夫) 当山者，嵩嶽高峙兮，載天勝峯纏繞兮，帶白雲隔於鄉里而七里，凌於嶮坂而數町，天氣幽閑地形勝絕起乎，世上牢乎寰中者也，爰本願主散位大仲臣國兼久仕神明，身夾山林之間，文曆聖代當國巡禮之時，旅宿之枕上示靈夢 * 云 *，我山者垂迹利生之砌，汝欲令止住 * 云 *，干時曉天眠，驚悅宿縁之密至 (致)，感涙難抑，仰權現之汲引，忝攀巖嶺，即尋寶靈樹之下，只殘礎石異草之間，稍現奇異社壇，雖無神變，非一歲華隔來遺塵遙絕矣，但舊傳云，金峯山藏王權現來住所 * 云云 *，故忝靈夢結茅茨，擬神殿構私宅，自尔以來，靈異滿耳目，所謂當大嶺之方，貳螺若鐘五音六聲每脯聞，然建長三年亥二月一日，冶鑄長二尺五寸椎 (推) 鐘，朝暮叩之，其後彼大嶺化聲始止絕已，抑草創之後，年月多積，土木之内雨露頻侵每至朽損之期，改造屢及數度，爰弟子爲増神威，爲備興隆，迺發遂果土木成風心願，兼企安置金銅神躰精誠，自建長六年甲寅春，爲寶殿造營，曳其地之處，掘出一丸圓銅 * 厚五寸 *，愈仰水月之応，深勵感嘆之思，則以此圓銅，奉鑄金剛藏王一探手半御躰，敬奉安置之，於今度者，鑽木調儀造作如法，建八尺寶殿，構四面瑞籬，並赤巖・雨師・勝手・子守等四所護法籬内祝之 * 各別小社 *，又於籬表造立一間小堂，安置五尺不動 * 以上依旧 *，衆事如古光榮新今，依參禮拜觀之人，無縁干宮社之月，朝祈暮賽之客，罔絶千巖頭之嵐，我願既滿，衆望亦足，豈非自化兼濟之行哉，又去寶

治二年戊申上陽之頃，國兼依蒙無實惡名，同二月一日爲處罪科，鄉人競登故，欲糺其實否於神前群集之處，神明不受非，寶殿忽鳴動，見者流淚而謝過，聞者驚耳而退下，以一察万思，我知人靈驗惟新，利生不過時者歟，凡自文曆元年申午至干建長八年丙辰，首尾二十三箇年之間，併憑神惠，更不顧身，所以暁嵐雖徹膚，只暖慈悲之懷，夕煙雖踈唇，偏味芳德之甘，堪之明夜所願者當山繁昌，忍之暮日所念者現當擁護而已，嗚呼身誠雖巖窟之隱倫（淪），心既遂願海之前途，仍注縁起子細，以備遐代，知見之狀如件，

散位大仲臣國兼敬白

建長八年歲次丙辰二月

(*云云*のように，*印で挟んである部分は，小文字を示す。K10：07522は『鎌倉遺文』第10巻の7522号文書を示す。以下同)

以上の活字化は，補訂文字については（ ）内に示し，さらに次のような字体については，異体文字を表記のように改めたが，中世古文書に特有な異体字も可能な限り復元することにした。その他，異体字を現代標記に改めた場合もある。その数例を挙げると，以下のようである。

靈	靈	所	所	金	金	垂	垂	以	以
鋤	驗	謂	謂	剝	藏	迹	迹		
				藏	王				密
				王					密

また，次章で検討するように，この小論の核心にかかわる異字体を含む言葉として，『縁起』の当該箇所＝「一探手半」の部分の写真版をここに掲載しておきたい。（印刷の都合から横書きにした）

一探手半

さて，寺社縁起一般に付随する文飾・誇張を取り除いた，この文章の内容は，以下のように要約できるだろう。

- ① 本願主大中臣國兼なるものは，神明につかえ，山林に身をおくよう

な人物であったが、文暦（1234～1235）年間、武蔵国を巡禮中に、靈夢に会い、「我山は垂迹利生」、すなわち本地である仏が神の形をとって御嶽山に天下った所であるから、衆生に利益を授けるため「汝を住まわせ」ようと告げられた。

- ② 御嶽山に登山して、寶殿を訪れた處、礎石が残るのみであった。金峯山蔵王權現との繋がりを示す舊傳があったが、その地へ新たに「垂迹利生」のため、すなわち本地垂迹の思想に基づいて國兼が乗り込むことになり、神殿に擬して、私宅を構えたのである。
- ③ それ以来、金峯山の方角から「靈異」が耳目を驚かし、毎日夕方に「二螺若鐘」（二つの法螺貝または鐘の謂か）が轟くようになった。
- ④ 寶治2（1248）年2月1日に、國兼は無實の「悪名」のため、罪科に問われたが、「郷人」はその実否を糾明するために、神前に群衆した。「郷人競登……欲糺其實否於神前，神明不受非，寶殿忽鳴動，（群集）……流淚而謝過」というような郷人の動向は、③の「靈異」や國兼が「罪科」⁴⁾に問われたことと恐らく無関係ではなかろう。しかし、郷人は退散させられたのである。
- ⑤ 建長3（1251）年2月1日に、長さ2尺5寸の鐘を鑄造させて、朝暮にこれを叩くと、金峯山からの声は絶えた。
- ⑥ その後、建物の朽損が進み、数度の改造の後に、建長6年春に寶殿の造営を準備して、敷地の整備をしたところ、一つの円銅が発見され、これで「一探手半」の金剛蔵王像を鑄造し、建造した寶殿に安置して、周囲に垣根を回らし、その内側に四所の祠すなわち、大和吉野の金峯山寺の赤巖・雨師・勝手・子守⁴⁾の分祠たる四社を祀り、また垣根の外に小堂を造り、五尺の不動像を安置した。この金剛蔵王像とは、②舊傳の金峯山蔵王權現以外には考えられないから、金峯山寺の信仰と勢力の復元であったことは間違いないであろう。以後、（國兼登山以前と同様に）参拝者が多く来訪し繁盛した。
- ⑦ 以上文暦元年から建長8年までの来歴を記した縁起をここに記録す

ることとなったが、國兼の御嶽山神職への就任の成否については、『縁起』でははっきりとは描かれていない。

以上のうち、③・④は、國兼の宗教活動に対する旧来の勢力の示した抵抗の現れと理解でき、②・⑤・⑥で述べたように、金峯山とは、奈良県吉野山の金峯山寺と推定して間違いないだろう。修験寺院の一方の中心であり、その中に蔵王堂があった金峯山は、既に『縁起』以前から、修験道と関係の深い御嶽山⁶⁾と何らかの関係を結んでいたと考えるのが合理的であろう。特に平安時代中期から貴族の帰依を集め、吉野金峰山を支配していた興福寺の勢威を背に、山嶽信仰を修験道という信仰体系に組織して、各地にその勢力を伸ばし、その動きが関東の地の御嶽山にも及んでいた、と考えられる。

(2) 御嶽山関係近世文書からの検討

前節の考察を補強するためには、徳川時代に属する以下の御嶽山関係資料を視野のなかに入れることが有益であろう。その原文書は未見であるが、以下4点の文書を資料として、既刊報告書類から参照することによって、この推測を裏付けてみたい。

- | | | |
|---|--------------------|-----------------------------|
| C | 慶長 11 (1606) 年 9 月 | 御嶽山社頭由来記 (但し、寛政 4 年 2 月の写本) |
| D | 元和 8 (1622) 年 9 月 | 御嶽山社頭来由記 |
| E | 寛政 2 (1790) 年 3 月 | 武蔵国御嶽山縁起之次第由緒書 |
| F | 文政 11 (1828) 年 | 新編武蔵風土記稿 |

さて、史料 A から前述のような結論を引き出すためには、前記の史料 C・F を参照することが有益である。近世初期の史料 C は、初めて「散位大中臣國兼……本迹縁起の神道を極め、地主神大麻止乃豆乃天神を以て、神秘三座の尊神を鎮座、御嶽大権現と称たてまつる。」というように、A・B には全く見られなかった記事を載せている。「大麻止乃豆乃天神」とは、『延喜式神名帳』に「武蔵国多磨郡八座」の一つとして「オホマトノツノ」

と読まれている式内社であるが、史料Cは、この神社を「御嶽大権現」と呼び、「地主神」としていることは注目に値する事実である。この場合、史料Aを読んだ後代の人が『延喜式神名帳』の「大麻止乃豆乃天神」に付会した可能性は否定できない。しかし、『新編武蔵風土記稿』＝史料Fは、武蔵国多磨郡御嶽村の神社の項に、「末社地主社*本社の後にあり、【延喜式】神名帳に出せる大麻止乃豆乃天神にして、神明を配祀せりといへり、されば最古の神社にて、御嶽の鎮座以前よりの神なるにより、地主とは称するなるべし、されど今は末社のごとくなりたり*」と幕末の当時に現存する末社として「本社の後にあり」と述べている。一般に風土記稿の「云傳ふ」・「なるべし」のような伝聞形式とは、明らかに区別した現認の事実に関する記載であると言えよう。前節で考察した史料Aの「大仲臣國兼」の直面した鎌倉時代中葉の御嶽山の事態は、大和吉野の金峯山寺の灵力＝勢力の波及の事実を除けば、史料C・Fによっても間接的ながら支持されていると考えて大過あるまい。

さて、肝心の「大仲臣國兼」とは、如何なる人物で、如何なる役割を演じていたのだろうか。國兼の人物像については、史料Dがあるヒントを与えているように思われる。すなわち、そこには「國兼は、元伊勢神宮の大司にして、姓は大中臣、氏は大枝也、」と記載されているのである。この記述は、はたして信憑するに足る文章であろうか。

この点について、一つの示唆を与えるのは、國兼が前出②の中で、みずから「神明に仕え」と称し、國兼の罪を追求する郷人に対して「神明（國兼の）非を受けず」⁽⁶⁾と述べていることである。またその後に「垂迹利生」という言葉を使用していることも見過ごせないことである。鎌倉時代には伊勢神宮は本地垂迹思想の本格的な展開のもとで、勢力伸張を図ったという指摘⁽⁷⁾があるから、伊勢神宮との関係は時代背景からしても、矛盾なく説明できよう。建長8年『縁起』の中で、「久仕神明……文曆聖代當國巡禮」という言葉を注意深く読めば、國兼が伊勢神宮の恐らくは下級神官であったという解釈の可能性は大きいと言えよう。しかし史料Dの場合は、

中世文書に「伊勢神宮の大司」を示す直接的な文言がないのであるから、一つには、文書などではなく地元の言い伝えなどによる可能性であったかもしれない。

理由はともあれ、この言及の当否への答えは、以外にも筆者の『鎌倉遺文』データベースが示してくれたのである。次節では、その検索結果を中心に検討したい。

(3) 『鎌倉遺文』データベースの検索と大仲臣國兼の人物像

『鎌倉遺文』データベースで、「國兼」をキーワードとして検索すると、次の1件だけの結果が示された。

番号	年号	文書名	国、郡	庄郷保	出典
K10:07522	建長05	祭主大中臣隆世下文	讃岐、香川	笠井	G 公文抄

そこで、当該史料の本文の項目に移動すると、次のような文章が表れる。

定補讃岐國笠居郷預所職事

左衛門尉大中臣國兼

右人、補任彼預所職如件、所司庄官宜承知、勿違失、以下、

建長五年二月十八日

祭主———（大中臣隆世）

見られるように、1) 國兼は「大中臣國兼」であり、史料 A 「大仲臣國兼」の記載と一致する。2) さらに、史料 A が建長 8 年であるから、この史料の年代とも極めて近い。しかし、検索史料 K10:07522 の（大中臣隆世）の部分は、『鎌倉遺文』編者の補注であるから、別に確かめる必要があるが、「祭主」とは「皇大神宮の政務を総監する職……神祇官に仕える五位以上の中臣氏を任じる」のを原則とする伊勢大神宮の神官である。検

索結果は偶然の一致かも知れないが、資料 D の「元伊勢神宮の大司」の指摘とも符合する。資料 D は、あながち荒唐無稽な記載とは言えないのではなかろうか。これが、近世初頭の伝承の反映とすれば、検索結果と併せて、むしろかなり信憑を置けるのではなかろうか。3) 検索史料上の「大中臣國兼」は、預所職として讃岐国笠居郷に赴き、庄園領主＝伊勢神宮の現地指揮・経営の任に就いた存在であり、史料 A の御嶽山の経営者としての姿とある点で共通する可能性も秘めているのではなかろうか。國兼は同じ大中臣氏に属しながら、同族である隆世の配下で、神宮領の管理・支配の役割を果たしており、現地の「所司・庄官」を監督する位置にあったと考えられる。「預所」とは、必ずしも庄園現地に駐在するとはかぎらず、複数の庄園の管理を委ねられていた場合もあったから、はるか関東の地にその足跡を印すこともあながち不可能ではなかった筈である。御嶽山周辺から國兼に関する史料が後を絶ったのも、或いはそのような國兼の役割と関係があるのかも知れない。また、國兼を通した伊勢神宮の影響力が、金峯山寺を後ろ盾とする「地主神」の反抗という形をとった御嶽山の在地勢力に阻まれて、永く続かなかったことの結果として、その後の國兼の事績を物語る史料が残されず、彼についての記憶も希薄だったのかも知れない。この点は、後考を期したい。

ところで、検索史料 K10：07522 の発給者である「隆世」⁶⁾ をキーワードとして再度検索すると、次のような結果が得られる。

番号	年号	文書名	出典
01	K10：06971	寶治 02 祭主 * 大中臣隆世 * 御教書	公文抄
02	K10：06972	寶治 02 祭主 * 大中臣隆世 * 御教書	公文抄
03	K10：06976	寶治 02 祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
04	K10：06977	寶治 02 祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
05	K10：06978	寶治 02 祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
06	K10：06979	寶治 02 祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄

07	K10 : 06982	寶治 02	祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
08	K10 : 06985	寶治 02	祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
09	K10 : 07003	寶治 02	祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
10	K10 : 07459	建長 04	祭主大中臣隆世舉状	公文抄
11	K10 : 07460	建長 04	祭主大中臣隆世添状	公文抄
12	K10 : 07522	建長 05	祭主大中臣隆世下文	公文抄
13	K11 : 07968	建長 08	祭主 * 大中臣隆世 * 御教書	公文抄
14	K11 : 07989	建長 08	祭主 * 大中臣隆世 * 下文	公文抄
15	K11 : 08175	正嘉 01	祭主大中臣隆世起請文案	伊勢

光明寺文書

以上の15点が検索の結果である。これらの内容を見ると、隆世は律令時代以来、神祇官司を代々務める「神祇權副」の家柄に属し（01, 02）、その祭主としての職掌は、大神宮司の上にあって、神宮の政務、なかでも神宮神官の任命（03, 05）、神宮領の管理・運営（04, 07, 08, 12, 13）、伊勢国「神三郡」の郡司等の任命（06）、神宮の修造・建築・遷宮（10）などであったことになる。

御嶽山との関連で言えば、（07）が参河国渥美郡大津神戸郷の郷司職に「大中臣通氏」を任命し、（12）は讃岐国香川郡笠居郷預所職の國兼任命状であること、（13）が近江国蒲生郡石塔保からの「用途」1石の徴収指令書であるとともに、神宮からの保司が「未補」であることを示していることなどが、注目される。すなわち、郷・保など地方の所領支配に関する任命状である。しかし、これらは、畿内・近国ないし伊勢神宮に比較的近い地域の事柄であるという共通点を持っている。そこで、関東地方での伊勢神宮の勢力はどのように展開していたのが、検討される必要がある。

（4）伊勢神宮領の展開と関東地方

前節までの御嶽山と國兼に関する探索とは別の角度から、すなわち伊勢

神宮領全体の展開の側から問題を見ると、鎌倉時代初期までの神宮領については、建久3(1192)年8月の「伊勢大神宮神領注文」⁽⁹⁾(以下「神領注文」と略す)があり、鎌倉時代末期の状態を示す史料としては、『神鳳鈔』(ジンボウショウ)⁽¹⁰⁾が挙げられる。それらを検討すると、伊勢神宮領の展開には、つぎの3つの時期があったとして、ほぼ間違いないだろう。

ア 平安時代末期

イ 鎌倉時代初期

ウ 建長期

ア、イについては、「神領注文」によって、その動向が把握できると思うが、記載されている「御厨」・「封戸」・「神領」などの全体数154箇所の中で、伊勢国の御厨・神田等が圧倒的な51箇所にのぼることは勿論としても、尾張・参河・遠江の三箇国で46箇所、駿河・伊豆の両国を加えると52箇所にのぼる事は注目されてよい。それに次いで、神領の多い地方は関東地方であって、相模・武蔵・上野・下野・安房・下総・常陸を含めると、実に17箇所に達している。その数は、伯耆・但馬・丹波・丹後・長門などの畿内近国以西の諸国の合計が9箇所に過ぎず、その中では但馬国の3箇所がやや目立つだけという事実と比較すると、神宮領の中に占める関東地方の比重の大きさが浮かび上がってくる。すなわち、伊勢神宮領の展開は、地元伊勢国と東海の3国を別にすれば、明らかに東国に向けられていたのである。

以上のように伊勢神宮の「御厨」=庄園支配の方向が東に向かっていたことを確認した上で、平安時代末の様相を「神領注文」で調べる手段として、「国司廳宣」・「国妨」・「国衙妨」を、平安時代末期の時代に特有な様相・事態を示す用語=キーワードとして、検索してみよう。なぜなら、前記「神領注文」には、「件御厨、……被下奉免 宣旨畢、其後依国司妨、次第上奏之處、……重被奉免 宣旨也、」というような注記が付けられているのをしばしば見出すからである。以上のキーワード検索の結果は、次のようになる。

伊勢国-----	4 箇所	武蔵国-----	1 箇所
美濃国-----	2 箇所	上野国-----	3 箇所
尾張国-----	5 箇所	下総国-----	1 箇所
美濃国-----	2 箇所		
参河国-----	2 箇所	伯耆国-----	2 箇所
遠江国-----	2 箇所	但馬国-----	1 箇所
駿河国-----	1 箇所	丹波国-----	1 箇所
丹後国-----	1 箇所		
越前国-----	1 箇所	長門国-----	1 箇所
越中国-----	1 箇所		

すなわち、伊勢を含む現在の東海地方でも、国司・国衙の庄園侵食は少なからず見られたが、東海地方全御厨数 103 の中では 17.5% を占めるにすぎず、それに対して、関東地方は母数を 17 とすると約 30% という数値を示していることが解る。ここから得られる一つの見通しは、平安末の関東地方では、国衙の「妨害」が甚だしく、伊勢神宮の国司対策もより深刻な形を取らざるを得なかったということである。ここに伊勢神宮の関東重視の根拠を求めることができよう。

次に、鎌倉時代初期の神宮領の模様と神宮の対策を見てみよう。上記のイの時期である。このためには、たとえば「件の御厨、爲往古神領之上、壽永三年鎌倉家所被寄進也、随停止国役」というような文言を見だし、それを鎌倉幕府の権威をかりた国衙対策を見るとすれば、このような動向を知るには、「鎌倉」・「没官」のキーワード検索が有意であろう。その結果は下記の通りである。

第一に注目されることは、「鎌倉」と「没官」の 2 キーワードをあわせもつ御厨は、伊勢国の 4 箇所に限られることである。これに対し、「没官」のみで検索される御厨は、なぜか伊勢国の河曲郡内の 3 箇所と、参河・上野の各 1 箇所である。また、「鎌倉」のみの検索の結果は、武蔵 2、安房 1

である。

試みに、「地頭」あるいは「武士」で検索した結果は、長門國大津郡三隅御厨の1例のみであって、両者の検索結果は重なっている。詳細は不明であるが、何か特殊な政治的理由があったのかもしれない。

これらの結果を踏まえて検討すると、最後の「鎌倉」のみの検索で浮かび上がった御厨は、「定鎌倉家祈祷所、被奉寄也,」、「壽永三年鎌倉家所被寄進也,」、「鎌倉家爲朝家安穩、壽永三年所被寄進也,」のように、すべて源家＝鎌倉家の寄進という神領にとってプラスの役割を評価・強調したものであることに気づく。伊勢神宮の庄園政策は、関東武士の信仰に依拠して幕府との協調を図るという基本路線を追っていることが解る⁽¹¹⁾。それに対して、伊勢国は院政期いらい桓武平氏の流れを汲む伊勢平氏の根拠地＝勢力圏であったことを反映して、鎌倉幕府の強力な介入があり、情勢の激変を呼んだものであろう。「没官」のみの検索結果についても、鎌倉幕府成立にともなう情勢の変化に応じた、御厨の再編を反映したものであろう。総じて、鎌倉幕府成立後の神宮領の中では、伊勢国について関東地方が激動の渦中にあったと言えよう⁽¹²⁾。伊勢神宮の対策の一つは、神官などによる布教活動と結び付いて行われたことは、十分に考えられることである。この点からも、大仲臣國兼と御嶽山を結び付ける可能性を見いだすことができると推定される。

さらに、ウの時期を示す材料について検討しよう。それには、鎌倉時代末期の神宮領を示す史料である『神鳳鈔』の検討が有効であろう。

この記録の示すところは、第一に、伊勢神宮領の伊勢国内での著しい増加である。鎌倉時代初期建久3年の「神領注文」記載の伊勢国内神宮領の数が特別に多かったことは既に見たとおりであるが、『神鳳鈔』の記載する伊勢国内神宮領の数は、それに比較しても桁外れに多かった。すなわち、「神領注文」の51に対して、『神鳳鈔』のそれは1020箇所を数えたのである。しかし、その記載内容にはいくつかの注目すべき特徴がある。それらの中で小論の論点に関するかぎり、問題点を列記してみよう。

① まず、『神鳳鈔』の成立年代と内容の特徴について記すと、末尾に「延文五年三月日、本宮注進本并外宮一禰宜晴宗神主之本等勘之、書寫之、注文之内朱點者、建久四年二宮進官注文自本所令合點、墨點者、自其以來書入*云々*、……但今度皆以墨書」と記されているから、延文5(1360)年成立と素直に理解する。しかし、そのことは本書があくまでも、諸本の書寫・校合本であることを否定するものではない。このうち「外宮一禰宜晴宗」は、應安7(1374)年9月9日の注進状⁽¹³⁾にその名を確認できるから、延文以後の追記をも視野に入れる必要がある。

延文以前の過去の記録にさかのぼると、記事の諸所に見られる年記のうち、次の年号が注意を引くが、その第一は「承久注進」であろう。これは、伊勢国の諸郡と伊賀国に限られた注記であって、承久の乱の前年、承久2(1220)年の頃から内宮・外宮ともに式年遷宮の遅れが目立ってきた⁽¹⁴⁾ことと無関係ではあるまい。これは、菴芸郡の御厨についての一例であるが、「近年依寮米責十五石闕之」との注記からして、「寮」=内蔵寮との軋轢抗争が生じていたことを示すと解される。このような中央官衙との所領争奪は、たまたまの一例という範囲を越えた時代の底流であろう。これはまた、政治史的には承久の乱の深部を流れる情勢であり、「承久注進」の意味するところも、ここにあったとすることができよう。

第二には、伊勢を除く諸国神宮領の注記中に、承安(1171~1175)、建久(1190~1199)、正治(1199~1201)、建仁(1201~1204)、元久(1204~1206)、建暦(1211~1213)、建保(1213~1219)、建長(1249~1256)の各年号が発見され、各神領の伝領関係を物語る「寄進」・「院廳下文」などの文言を伴っていることである。これらの注記は、平安時代末期から建長年間までが、伊勢神宮領の諸国への拡張の時代であり、遷宮行事の乱れた承久年間以降にとって模範とすべき時代であった、と解せられる。また、御嶽山に現れた大仲臣國兼の「巡禮」の時

期とも一致することにも注目しておきたい。

- ② 『神鳳鈔』の記載形式は、これまでと違い伊勢国の場合は郡別に整理され、しかも各郡の最初に「郡所當」として神戸田數・御神酒・副米・祭料・御神酒米などの記載が見られる。これに対応して、伊勢14郡のうち安東・鈴鹿・桑名・朝明の4郡を除き、10郡の記載には、ほぼ「迄此承久以前神領注文定」・「迄此御贄上分承久注進定」・「御贄上分注文定」などの文言が見られ、また安東・鈴鹿・桑名・朝明の4郡についても所當の全部が「御贄上分」に相當するためにこの文言を欠いたと解せられる。
- ③ 諸国各郡の記載内容を検討すると、御厨・御菌・神田・郷・名・別名・寺・その他百姓の名前に類するものなどの列記が注目される。これは、「御贄上分」というような神饌を意味する古代以来の貢納遺制を越えて、庄園制という中世的経済制度が神領の展開に適應したことを物語っている。しかし、同時にこれらの記載内容は、面積・上納＝収取量の記載を欠いていることも、見逃せない事実である。すなわち、庄園制的展開は伊勢神宮領の実態上の衰退の隠蔽に過ぎず、その衰退の事実そのものを変えることは不可能であったと思われるのである。
- ④ 各国の記載形式も、最初の部分に當該国の負担分がまとめて記載され、尾張・三河・遠江・駿河の4国を除く諸国には御菌が存在せず、また諸国の冒頭には「本神戸」・「新神戸」が区別して記載されている。すなわち、「神戸」という古代的な収取形態にも本・新の区別が生まれてきた事実に注目したい。
- ⑤ 『神鳳鈔』の諸国御厨には「口入料」・「口入人」など口入の注記が記されているものが、少なからず発見されるが、伊勢国の諸郡には全く見いだされることが一つの特徴である。「神領注文」には信濃国に2例のみが記されていたが、たまたま『神鳳鈔』の記載と一致する御厨がある。その一つが、信濃国伊那郡麻績（オミ）御厨であるが、「神領注文」には「給主」の言葉はなく「内宮禰宜元雅等口入」とのみ

記載され、伊勢神宮内宮の禰宜＝神職が口入人として登場する。『神鳳鈔』には麻績御厨の下に「口入料六丈布六十段」の記載があるから、「神領注文」の禰宜元雅などの後継者がこの権利を享受していたと推測できよう。

もう一例を挙げれば、下総国葛飾郡夏見御厨は「給主内宮一禰宜成長」の名が「神領注文」に見え、その供祭物は「白布廿端、別進起請布卅端」であった。その部分が『神鳳鈔』には「上分布三十段、口入三十段、一名船橋、二百丁」とあるから、前者の「別進起請布卅端」が「口入三十段」に相当することは明らかである。かように、禰宜などの神職が、近江・尾張・遠江・武蔵・上野・下総・下野・信濃・越前・越後・能登・加賀・伯耆・丹後・但馬・備中などの諸国に出向いて、現地の有力者の寄進を受け御厨の「寄進の仲介者」＝寄進神主⁽¹⁵⁾の活動をしたことがここから知られる。

- ⑥ さらに、本文中の参河国大津神戸・武蔵国橘の領有関係を示す「前祭主」という記載に注目したい。伊豫国玉河御厨の下に付けられた「前祭主御領」の肩書の「土御門」を手掛かりにすれば、この前祭主は、他の資料⁽¹⁶⁾により「蔭直」にほかならず、その任官は正和5(1316)年であることが判明する。このように、祭主＝大中臣氏による御厨設置は、その後も行われていたのである。この伊豫国玉河御厨の注記によれば、同御厨は元来は国衙領の「保」であったが、建仁年間の院廳下文・国司廳宣により御厨として設立せられ、「爲一圓神領……能隆卿子々孫々相傳、知行保務……毎年以彼御厨所當物……勤仕臨時祭」とされている。その点で御厨に対する権利関係は祭主と禰宜など下級神官との間では区別されていたのではなかろうか。もともと祭主は神祇官の一部であり在京の官職だったが、後に伊勢神宮に移住したのである。その点で、伊勢神宮の神官とは別次元の存在であり、利害も異なっていたのであろう。

- ⑦ 國兼に関することでは、讃岐国「笠居御厨」預所職であったのに、

『神鳳鈔』には笠居御厨は記載されていても、彼の存在は見当たらない。他方では、同じ『神鳳鈔』という資料でありながら武蔵国御嶽山に関する記載は全く見当たらない。⑤⑥との関係で言えば、國兼の役割はいわゆる「御師」的なものでもなく、また祭主として御嶽山に得分権を残す程の在地に密接な存在でもなかったということになる。

(5) 小 括

以上(1)~(4)の考察から、かの建長8年の『縁起』は、その形状・字体などの点でも、また内容上の点からも、中世文書であることはほぼ間違いなといえよう。また文書の発給者についても、また対象者（事実上の受給者）である大仲臣國兼についても、さらに彼が伊勢神宮の「口入神人」に類する活動をしていたことも、ほぼ疑いないところであろう。國兼は讃岐国笠居郷預所としてかの地の御厨化に努めたにもかかわらず、その後の『神鳳鈔』には彼の活動の痕跡を何も残さなかった。そもそも、⑤の示すように御厨の現地に「口入料」＝一種の得分を残すか否かは、一方では口入人の神宮における地位・勢力に左右され、他方では在地の開発者＝寄進者との力関係の如何によるもので、一律には論じられない性質のものであろう。以上の調査・考察の結論は、國兼の御嶽山神領化は不成功に終わったが故に、『縁起』以後は國兼に関する後続文書が途絶え、僅かに近世資料の「國兼は、元伊勢神宮の大司にして、姓は大中臣、氏は大枝也、」という過去の事柄を示す言葉が言い伝えられたとすべきであろう。

II 「一揆手半」の内容と歴史的 성격、 古辞書・古文献類の紹介

(1) 「一揆手半」仏像の歴史的意味

ところで、筆者は『縁起』の検討の中で、中世文書特有の異体字の存在を同文書の信憑性の一つに数えあげた。その異体字の中で、特に筆者の関

心を引き付けたのが「一揆手半」(イッチャクシュハン)なる言葉である。この言葉は、「奉鑄金剛藏王一揆手半御躰」というように仏像に関する表現であった。それは、後に見るように、仏像の高さを表す表現で、一般的に高さ約36センチメートル程度の小佛像をさすと考えられ、この佛像ないし用語そのものは弥勒信仰との関連で論じられるところの宗教史上の意味をもっていると考えられている。代表的な所説⁽¹⁷⁾を引用すると、

仏法思想の一つに末法思想というのがある。釈迦入滅を機として、その説いた偉大な教法も、時の経過とともに漸減し、入滅二千年にして、その法力は滅亡するという教理である。……平安時代までの年代学では、釈迦の入滅を日本の紀元前二八九年と数えて……後冷泉天皇の永承七年(西暦一〇五二年)は、正に入滅第二千年目であった。

宇治の平等院は、この年に供養されたので、建立者関白藤原頼通は、……功德によりて、極楽往生の素願を果せたが、もしそれがもう一年遅れての供養であったならば、もう釈尊の法力は消滅しておるので、仏教の力では、救われなかったのである。

永承八年以後の帰寂者は、五十億七千万年の末に出世するであろう弥勒菩薩が、竜華樹の下で三会説法する日まで待たなければ、往生は出来なかった。そこで永承八年以後に涅槃に入る人は、何とかして、自分は仏教篤心者であった証拠を残しておきたい。竜華樹下の説法ある日まで、その証しを残したいと念願した。自ら手写した経巻を地下に埋めておけば、弥勒出世の日まで保存されるかも知れない。……造寺造仏の勸進でもあれば、それに応じて、造寺造仏の善根のお手伝いしたという功德を、弥勒の世まで残すことも、可能ではあろうという、哀れな心も湧いた。

以上は弥勒信仰の社会・思想史的背景であるが、「一揆手半」とは、まさにその「胎内仏を造るときの定則……約一尺二寸」を意味したのである。したがって、この造仏に関する用語は、末法思想と密接に結び付いた筈であって、時代限定的な表現であった筈である。以上は、中世仏教史ないし

平安時代日本文学史の専門家にとっては、常識の範囲内の事柄であろう。しかるに、筆者がここで問題とするのは、その言葉の中の一文字「探」についてである。すなわち、「探」の字体はほとんど活字体そのものであるが、その他に史料編纂上の活字体で「探」、¹⁸⁾「探」、¹⁹⁾「磔」、²⁰⁾「攏」の文字が現在のところ使用されていて、それらの字体の相違の間には「一探手半」の理解をめぐる時代背景があったのではないかという問題を提起したいのである。筆者の考えを結論的に記すと、「探」の字体は、せいぜい鎌倉時代前後に、しかも「一探手半」という言葉の一部としてのみ使用されたという事である。したがって、その他の字体は、後代に作字されたものであると考えるが故に、「探」の文字を含む『縁起』を慎重に点検する必要があると考えるものである。そのことを通じて、かの『縁起』が文字通り原文書、あるいはその忠実な写しに違いないことを論証できる鍵になるのではないかと推定するものである。

(2) 中世文学・古辞書中の「一探手半」の検討

前節では、「一探手半」造仏の時代背景を探り、現代の辞典類の表記が必ずしも一貫していないことを注(18)に於いて指摘しておいたが、他方で「一探手半」の表記を載せている古文献は少なくないし、古辞書も少数ではあるが存在する。以下、それらを検討してみよう。

- ① 『今昔物語集』(巻第十七本朝*付*佛法)第廿八では、岩波書店刊『新日本古典文学大系』本には「一探手半」の字体が使われているが、同じ底本(京都大学付属図書館蔵鈴鹿家旧蔵本)を使用しながら、小学館『日本古典文学全集』では当該箇所「探」の活字を宛てている。また、岩波書店刊の『日本古典文学大系』24に所収されている説話には「探」の活字が記載されている。同じ岩波書店刊書籍の異動が、底本間の違いによるものか、編者の見解の相違によるものかは、明らかではないが、この相違の根拠は、書寫本について検討すること

はできなかった。

- ② 刊本『扶桑畧記』第三（『改定史籍集覧』第一冊所収）には、「一揅手半……以金銅所奉鑄写」と記されている。
- ③ 『二中曆』（『改定史籍集覧』第廿三冊所収）の「佛像寸法」の項には「一揅手半周尺三」の見出しの中で、母親の肘の関節から腕の関節までの長さとお手の半分の長さを加えた長さ、すなわち「一揅手半」の身長まで成長した胎児は、「蹲踞而坐」と説かれ、そのことから「一揅手半」が佛像の中に納める胎内仏の高さに相応しいという、この用語の根拠とみられる説明を展開している部分がある。「揅」は漢字であり、「探」は国字であるから、『二中曆』の説明はそれなりに一貫していることが解る。おそらく、この『改定史籍集覧』本を根拠に「探」の文字が広く用いられたのではあるまいか。ところが、『古事類苑』「宗教部 一」の「佛像」の項では、同じ〔二中曆*三造佛*〕の佛像寸法の項を引用しながら、「一揅手半」のように「探」の活字を用いている。編者の根拠は不明である。この活字本上の違いがどこから生じたのか、筆者は知らないが、注目に値する相違である。
- ④ 『古今著聞集』（『改定史籍集覧』第九冊所収）巻二では、「金堂の丈六の弥勒の御身の中に金銅一揅手半の孔雀明王像一體をこめ奉る」として、③『二中曆』の具体的な用例を示している。しかし、岩波版『古今著聞集』（『日本古典文学大系』84）では、「一揅手半」を用いている。
- ⑤ 『平家物語』（岩波『日本古典文学大系』32）は、解説によれば底本は龍谷大学図書館本であるが、上巻の「願立」の節で、「一揅手半の薬師百鉢……造立せられけり」のように「探」の活字を用いている。また、頭注では、次に述べる⑥の『伊呂波字類抄』の解説を載せて、その根拠の一部としているが、筆者が接することができた『延慶本平家物語』の印影本では、「一揅手半」と読むことができた。ところで、この行書体の文字「揅」に「探」の活字体を宛てるか、「探」を宛て

るか、読み手の極めて微妙な判断に依るが、要するに傍の上部を「麗」の上の部分と見るか（④の「攏」と通ずる所がある）、甲乙丙丁の「丙」の小字を横に二つ並べたものと読むかの違いである。これだけでは、両方ともに可能と言うほかないであろうから、他の判断基準を援用する必要にせまられよう。この点は次項⑥⑦で検討する。

⑥ 十巻本『伊呂波字類抄』の印影本は、鎌倉時代末期までには編纂された「国語を主とし、漢字を従としたる辞書の最も古きもの」（山田孝雄氏の同書解題）⁽¹⁹⁾とあるが、同書第一巻の「伊」の「員数」の項には「一探*イッチャク*」と明確に活字体に極めて近い書体で記載され、その右脇に「探」のような行書体の書き込みとも読める文字が付されている。また同じく「伊」の「疊字」の項には「一樑手半」のようにも読めるが、「探」とも解せられる字体が記され、また同巻の「知」の「員数」の項にも「探*チャク* *佛長*ハカル*」とほぼ活字体で書かれ「*ハカル*」の*カ*の右脇に（ナシ）⁽²⁰⁾と記されている。すなわち、都合3箇所はこの用語に関する記載が見いだされる。要するに、『伊呂波字類抄』では活字体に極めて近い「探」の文字が読み取れるのである。

⑦ 『堪囊鈔』（アイノウショウ）・『塵添堪囊鈔』（ジンテンアイノウショウ）⁽²¹⁾は、ともに室町時代以降の辞書であって、前者は洛東觀勝寺の行營の撰述にかかる。辞書の作成年代は室町時代の中頃、文安2（1445）～3年であることも明白で、江戸時代初期の正保3（1646）年に木版本の卷子本として出版された。この辞書の「巻十 二十」に「造佛一樑手半ト云ハ何程ノ長ソ」の設問に答える形で、ほぼ『二中曆』の説を引き継いだ説明を行い、ただ〈シャクシュハン〉と読み仮名を振っている点が⑥の『伊呂波字類抄』とは違う。また、「巻十二 九 三十三所トハ何々ソ」の中で「六角堂頂法寺ト云。一樑手半ノ金銅*如意輪*太子七生ノ御守佛洛陽ニアリ。聖徳太子ノ御建立」の文を載せている。こちらには、読み仮名を振っていない。しかし、字

体は「樗」である点では変わらない。

『塵添壙囊鈔』は、『壙囊鈔』に『塵囊』から抜粋した項目 201 箇条を増補して天文元（1532）年に完成し、『壙囊鈔』と同じく正保 3（1646）年に出版したのと言われている。さて、『塵添壙囊鈔』には、当然のことながら『壙囊鈔』の 2 箇所の「一樗手半」の箇所がそのまま引き継がれていて、〈シャクシユハン〉の読み仮名が振ってある点も同じである。そうだとすれば、『塵囊』⁽²²⁾からは、この用語に関しては、何も引き継いでいないことになる。いずれにしても、これら 2 点の古辞書は、字体の点でも読みの点でも、⑥の十巻本『伊呂波字類抄』とは違うところがあるが、それは⑥の内容すなわち末法思想から次第に遠ざかっていった時代の風潮の反映ではないかと筆者は解釈する。

こうして、①～⑤の各資料を検討すると、⑤影印本『延慶本平家物語』の行書の異体字「樗」に相当するとされている書体「探」はその他の資料の活字本にかなり共通な特徴であること、⑥の影印本の十巻本『伊呂波字類抄』では活字体に近い「探」が用いられていること、また室町時代の⑦の江戸時代の木版本では「探」に近似の字体「樗」が見られることが、解った。先にも記したように、末法思想が忘れられた時代背景を前提にすれば、異体字の忘れられるのはやむを得ない傾向であったのではないか。

さて、⑥⑦は古辞書であり、有職故実書の③『二中暦』も辞典的解説書であるからひとまずは別として、①④⑤の資料の該当箇所を再度検討すると、

①『今昔物語集』では「京住女人……一樗手半ノ地藏ヲ造り奉……（生き返って後）地藏菩薩ヲ供養」したとあることから、これは胎内仏ではなく、⑤『平家物語』も「一樗手半の薬師百躰、等身の薬師一躰……おのおの造立供養せられ」という文脈からも、同様に胎内仏とは考えにくい。それに対して、④『古今著聞集』には「金堂の丈六

の弥勒の御身の中に金銅一搦手半の孔雀明王像一體をこめ奉る」とあって胎内仏そのものである。すなわち、一搦手半という造仏用語は、胎内仏に関係する場合と、それとは無関係な持仏像に使用された場合があったのである。「日本では持仏像や胎内仏を造るときの定則とする」(『日本国語大辞典』「一搦手半」の項)という説明が当てはまるのである。持仏像を安置する堂舎が持仏堂であり、平安時代以来、貴族や武家の中にも持仏堂を設ける者が多かった、と言われていることは銘記されてよい事柄である。以上のことは次節『鎌倉遺文』での検索と『縁起』の検討に役立つであろう。

(3) 「一搦手半」の『鎌倉遺文』上の検索

さて、ここで筆者の『鎌倉遺文』データベースに戻ろう。この情報検索システムには、1998年末現在、11,000件を超える文書が、年代としては文治元(1185)年～文永9(1272)年のデータが収録されている。これには脱漏・誤記などを免れない(建長8年の御嶽山文書もその一つに数えられるであろう)が、当面はこれに依って、時代限定的ながら検索を行えると思う。このデータベースでは、ひとまず、編纂者の故竹内理三博士の方針に忠実に異体字をUSER.FONT上で作成したが、『鎌倉遺文』の当該異体字は「探」であるから、当然「一搦手半」で検索することになるが、もし「探」について異なる字体が文書の作成者によって使用されたならば、検索結果は不十分とならざるを得ないであろう。そこで、「一搦」を除き「手半」という部分の検索を行えば、「探」とは違う字体にも応ずることが可能であり、さらにその検索結果を絞り込めば、種々な字体も発見できるであろう。これが検索方針である。そして、その結果は、「一搦手半」をキーワードとする場合と全く同じであった。『鎌倉遺文』では、「探」以外の異体字は使用されていない事が解った。以下、その結果を書き記すと、次の3点である。

番号	年号	文書名	出典
A K02 : 01012-0-08	建久 09	笠置寺貞慶願文 ⁽²³⁾	東大寺所蔵讚仏乗抄 8
B K05 : 03038-1-6	貞應 01	慈圓願文	伏見宮御記録利 72
C K05 : 03342-2	元仁 02	貞慶一三回忌願文	東大寺文書

結果は、わずかに3点であるが、明らかに鎌倉時代初期にこの検索キーワードが集中していると判断される。よく見ると、A・C文書は年代こそ違え内容的に密接な関係があると思われるが、Cは筆者による影寫本「東大寺文書」調査にもかかわらず、未発見である。活字本の「一探手半」の「探」の文字がどのような書体であるかが問題である以上、影写本で確かめることは最低限の作業であるが、Cについては残念ながら不十分なままである。他の2点A・Bについては、幸いなことに、東京大学史料編纂所での調査で、影写本に接することができたので、その調査結果をここに記して置こう。

まず、Aについては、楷書体の「探」という文字を明白に読み取ることができた。『鎌倉遺文』の該当箇所と照合すると、楷書体の「奉造立彩色一探手半四天王像各一鉢」と読むことができる。ただし、出典については、東大寺文書とは別の「讚仏乗抄第八*願文・諷誦*」であって、その内容は、東大寺の僧侶がこの願文を借りだして書寫したものと読める。同書の奥書に「寛元四(1246)年四月二十六日*午時*於東大寺中院書寫之早……」の旨の東大寺寺僧の記載があり、さらにその後、江戸時代の元禄年間にも影寫が行われたようである。東大寺がこの文書の所蔵者か否かは筆者には不明である。

次に、B文書について記そう。『鎌倉遺文』では「次又ト一 道場、大相国発願持佛、如意輪千鉢小像、中尊金銅一探手半像、更安置此觀音」とある部分の問題の「探」の字体は、手偏に「臬」の旁を組み合わせたものである。しかし、この史料の末尾には、

「伏見宮所蔵奉 令旨写之、

明治六年十月十四日 同宮家従 浦野直輝

と來歴が記されているもので、そうであるからこそ、出典は「伏見宮御記録（利）」なのである。したがって、この「伏見宮御記録（利）」には、B文書以外の文書が含まれているのは当然で、「元暦二（1185）年仲夏廿日書*云々*」「尊重〈護法寺〉縁起之寫」の「一尊像」の項に、

「一揅手半白檀釋迦如來像一鉢*法印長勢奉造之*」

という一文を含んでいる。この場合、「揅」という行書体文字に「探」という活字体を当てはめてよいかどうかは問題である。筆者の見解では、この場合も、明治時代には勿論それ以前から、「一揅手半」の意味内容が理解できなかったがために、宮家家従の筆寫にも不安定さが避けられなかったのではなかろうか。

(4) 『平安遺文』CD-ROM 上の検索

「一揅手半」ないし「一探手半」なる造仏用語が、鎌倉時代初期にのみ見られたというのが前項の結論の一つであるが、『鎌倉遺文』は文治元（1185）年に始まっているから、それ以前の年代についての検索はなされていない。筆者はその後、『平安遺文』CD-ROM 版データベースを入手、検索の結果、次の「一揅手半」の例が発見された。検索の手法は、これまでと同じく、「手半」による検索である。結果は、第5巻2216号 源義施入状案の一例のみであって、当該部分を摘記すると、次のようになる。

「……

三經院

奉注佛像經卷卷并燈油兼住僧依拋料田畠等事

合

一佛像

金銅釋迦觀音像各一鉢*釋迦八寸 觀音一揅手半

三昧堂本佛*

……

天承二（1132）年正月十四日 五師大法師源義敬白

施入主の源義は、法隆寺西辺の開浦院院主であったが、すでに天永2（1111）年以前に法隆寺の修理などに従事する工人的な特殊技能者と関係があったらしい。院敷地は法隆寺に地子物を弁済する関係にあり、開浦三昧堂を法隆寺三經院と改めて法隆寺に寄進⁽²⁴⁾していた。この文書も、「新施入」によって自己の立場を補強するためのものであったと見られる。前述の技能をもとに、この文書の「金銅」すなわち金メッキした銅製佛像を製作する技能を彼は備えていたのであろう。そうであればこそ、この「金銅釋迦觀音像各一駄*釋迦八寸 觀音一標手半*という造仏基準を知っていたのではあるまいか。

さて、法隆寺文書の影寫本に当たったところ、「標」の字体は行書体の「揅」であった。これは第2節で見た『延慶本平家物語』印影本の「揅」と殆ど同じ筆勢の文字であり、前節で見た元暦2（1185）年の寺社縁起の「一尊像」の項にあった「一揅手半白檀釋迦如來像一駄*法印長勢奉造之*」の文字とも殆ど同じと判定することが出来る。もしそうだとすれば、「揅」という行書体の文字を活字本としての「揅」あるいは「標」という二通りの楷書体文字に置き換えていたことになる。そこで問題なのは、「揅」の傍の上の部分「𠂔」が、「𠂔」または「𠂔」とは読めても、「𠂔」には読めないのかという疑問が起こるのである。事実、「𠂔」の崩しの字体を『五体字類』などで調べると、「𠂔」のような崩し字体が容易に見られるのである。

しかも、傍の一部に「𠂔」・「𠂔」をもつ「揅」の活字体文字は当時の古辞書には見られず、むしろ古辞書には、「揅」ではなく楷書体に極めて近い「揅」の文字が見いだされたことは、これまでの小論で説明した通りである。

(5) 小 括

——「一揆手半」の歴史的逸失と現行活字「揆」の誕生——

前節までで、筆者は「時代の思想的・社会的背景」という言葉を使用してきた。この節で、その意味をもう一度まとめて考察してみよう。

さて、小論 69 頁⑦『塚囊鈔』・『塵添塚囊鈔』の検討の項に立ち帰ってみると、2 点の古辞書は室町時代以降の辞書であって、江戸時代初期の正保 3 (1646) 年に木版本の卷子本として出版された。そこでは、「造佛 一揆手半」のように印字され、また〈チャクシュハン〉或いは〈タクシュハン〉ではなくて〈シャクシュハン〉という読み仮名が振られている点が⑥の『伊呂波字類抄』とは違う点として指摘して置いた。字体と音声の違いは、佛像の背景をなした末法思想が忘れられ、そこから次第に遠ざかっていった時代の風潮の結果であって、すでに室町時代には「一揆手半」が忘れられかけていた事実を端的に示しているのではないか、という推定を記して置いた。

さらに、前章の I の(2)御嶽山関係近世文書からの検討の項で取り上げた資料 D、すなわち、その元和 8 (1622) 年 9 月の日付をもつ「御嶽山社頭来由記」は、文中で「蔵王権現の由來を尋れハ、……此地をトして便ち(ママ) 堂舎を建て、御長一揆手半 * 今の三尺にあたる * の蔵王権現の像を自ら彫刻し」と記して、かつて鎌倉時代までは「一揆手半」=「一尺二寸」相当と観念されていたこの形式の佛像の高さが、すでに江戸時代初期の縁起において「三尺」と誤解される事態となったのである。その後も、幕末に近い時点で、幕府官選の地誌『新編武蔵風土記稿』では、資料 D をそのまま引き継ぐこととなったのは、平安時代末期以来、鎌倉時代の初期に強い社会的影響力を及ぼした末法思想が、時代の変遷の中で、如何に忘れ去られたかの如実な証拠を示していると言えよう。

かくして、明治時代に及んで、日本中世の歴史を調査・整備する段になって、学者の中にも、行書体の「一揆手半」の用語を「一揆手半」のような

異体字に写し変えるようになったのではあるまいか。

そこで、字体の点で「探」という文字のここまでの検討を振り返ると、鎌倉時代に編纂されたことが明白な『伊呂波字類抄』、『鎌倉遺文』中の「一探手半」の印影本に立ち返った検討、そして何よりも『縁起』の誤解の余地のない「一探手半」の文字は、すべて楷書体に極めて近い字体で記されたものであったという特徴をもっていたことが銘記されるべきである。

ここで、注(20)B版『伊呂波字類抄』の3例と延慶本『平家物語』の該当する部分を掲げて置こう。



残りの文字の字体は、『平家物語』のように、行書体の「探」であって、筆者もこれまで「探」であるのか「探」なのか判定しにくいケースがあった。しかし、これまで楷書体の「探」の文字に出会った例は皆無であった。少なくとも小論の検討の範囲内では、このような場合はなかった。この文字が使用された時代の辞書などに依拠せず、かつ時代背景から離れたところで、行書体の文字が「探」に近似しているが故に、そのまま「探」の楷書体を想定しそのままの印刷活字を造るとすれば、なるほど「探」なる文字が鎌倉時代に使用されていたかのような印象が生まれるであろう。『平安遺文』の「探」にしても行書体「探」を、そのように読むことも不可能ではないという程度の活字化である。筆者の推測するところでは、行書体の「探」に近い筆法の「探」という印刷活字写が誤って写し作られたということになる。

敢えて言えば、「探」の活字体文字は明治時代以降の印刷活字の他には見当たらないのではなからうか。このような推論は、『今昔物語集』などの書寫本を披見する機会を今のところ持たない筆者の無謀な独断かも知れないが、一つの仮説として敢えて提出してみたいのである。以上に述べたこ

との繰り返しになるが、一般に言って、『改定史籍集覧』や『古事類苑』が編纂されはじめた明治～大正期は、造佛そのものの思想的背景が忘れられた江戸時代の後続時代として、「探」の字体も忘れられ、誤読の結果として「探」の活字字体を当てはめるような一種の誤記が生まれたのではなからうか。『塚囊鈔』の「探」もその忘却過程の一齣であったと推察されるのである。その点で明治時代の中頃から大正時代初期にかけて編纂された『古事類苑』が〔二中曆〕を引用しながら、「一探手半」という書体を選んだことには、今から見ても深い学識を示したと言うべきではなからうか。

III 結 論——『縁起』の評価とデータベース作成上の留意点

以上のような調査・論証から、本論文の第一の結論は、『縁起』が立派な中世＝鎌倉時代の古文書の原文書ないし、その極めて忠実な筆寫と理解される。『鎌倉遺文』のデータベース化に取り組みつつある筆者から言えば、かかる真正の文書を落としたことへの無念さは残るが、膨大な『鎌倉遺文』の対象件数からすれば、これは避けることのできない事態であって、これを如何に克服するかが今後の課題であろう。それとともに、異体字を含む文字そのものの歴史的な位置づけに、一層の注意を払うことが肝要との感を深くするのである。なぜならば、コンピュータは同じ意味の文字であっても、字体が異なれば同一の検索対象と認識しないから、検索作業は複雑にならざるを得ない。「一探手半」と「一探手半」は全く別の語句として扱われる。共通の検索操作対象にするためには、「一探手（探手）半」とでもして、凡例などの一般的な注意事項に記載することなどが必要とならう。これは日本歴史関係データベースにとって、一つの特異な課題をなすであろう。

さらに注意しなければならないのは、「一探手半」という文字史料以外にも、事実上の「一探手半」＝約36センチメートルの高さの佛像は、当該時代に数多く作られたことは忘れてはならない事であろう。そのような

造仏の動きが、どれほどの力で進行したのか、如何なる社会・経済的流れの中で推し進められたのか、などは今後に残された課題としておきたい。

《追記》

その後、国字「探」について次のことが判明した。

- ① 中村 元著『仏教語大辞典』（東京書籍刊には「一探手半」の項が見られ、その他の字体は見られないこと。
- ② 飛田良文監修・菅原義三編『国字の字典』（東京堂刊）は、「探」だけを該当する国字として載せていること。
- ③ 「探」そのものではないが、漢字「探」の隣の「桀」の国字体に「探」の傍部分と一致する字体があり、また、本文76頁に掲げたB版『伊呂波字類抄』の左端の写真版の傍の上の部分に「歹」を持つ字体があること。

以上は、大修館書店編集部の中澤正晃氏の御教示による。記して謝意を表します。

《注》

- (1) 法政大学多摩地域社会研究センター武蔵御嶽神社及び御師家総合古文書学術調査団
- (2) 本稿を草するにあたり、御嶽神社調査団の斎藤慎一氏に以下の資料を提供して頂いた。ここに厚くお礼を申し上げます。
 - ① 東京府史蹟名勝天然記念物調査報告書第三冊（大正十四年三月）
 - ② 東京都指定有形文化財武蔵御嶽神社旧本殿修理工事報告書（昭和五十八年十二月）
 - ③ 建長八（1256）年二月武蔵国奥院御嶽縁起（写真判）
 - ④ 正和三（1314）年閏三月御嶽山社頭來由記（写真判）

以上の中で、①は、「現今御嶽神社は、本殿、拜殿、東照宮、攝社二字、鐘樓、額殿、社務所、隨身門（舊二王門）、絵馬殿、寶物館、奥殿等の諸宇あり……當社寶物の重なるものは甲冑、刀劍、馬具、懸佛、古鏡、鰐口、燈籠、祭具、神輿、棟札、古文書等」と記し、そのほかに「古板大般若經」（維新神佛分離の際、他に売却せられたと伝えられる）の「奥書」の一部が金井家

に存在していると伝えているが、確認していない。

- (3) 「赤巖・雨師・勝手・子守等四所」の神社は、いずれも金峯山寺の山内にあった神社である。特に、子守神社は、吉野水分ミクマリ神社からミクマリ→ミコモリ→コモリと転訛したと言い伝えられて、水の分配を司る神社として重視され、今も崇敬を集めているという。
- (4) この「寶治二年……國兼依蒙無實惡名、同二月一日爲處罪科」の一節を、D 元和 8 (1622) 年 9 月御嶽山社頭來由記は、三浦一族にかかる「寶治合戦」の延長線上の一事件として扱っているようであるが、「寶治合戦」はほぼ前年の七月に収束しており、むしろ、金峯山寺との確執の線を考えるべきではなからうか。
- (5) この問題は、そもそも東京都下御嶽山の名前の起こりは何かという問いに帰着する性質のものである。筆者は、以下のように考える。金峯山は「古来山岳信仰の靈地」であり、平安時代以降修験道の根本道場として隆盛し……役小角（エンノオツノ）が感得したという金剛藏王權現が……吉野山の金峯山寺藏王堂に祭られ……皇族や貴族らの信仰を集め、……金峯山參詣が流行し、御岳詣（ミタケモウデ）といった。」（山川出版社『日本史広辞典』）こととの関連であろうと。
- (6) 「神明」とは、①神。②祭神としての天照大神の称。またそれを祭った神社。神明社。（『日本国語大辞典』）なお(7)参照。
- (7) 義江彰夫『神仏習合』（岩波新書 453）第 5 章。なお、「朝熊山アサマヤマ縁起」（岩波『日本思想大系』20 所収）では、空海と伊勢信仰が結び付けられている。
- (8) 『尊卑分脈』第四篇中臣氏「隆世」の項に「宝治二五廿一補祭主 在任十一年従三（位）」とある。
- (9) 『鎌倉遺文』第 2 卷、(K02:00614)、典拠の『神宮雜書』を直接に検討できなかった。この「神領注文」の記載形式は、
- 御厨名 給主名または領家名
御厨の來歴
供祭物 上分（布）何端
- の如くであるが、給主名の欄には、公卿・大神宮神官・神祇官などさまざまな身分＝階層の名前が記されている。
- (10) 『群書類従』第一輯 神祇部 卷第九による。同書の奥付には、「延文五（1360）年三月日」の年月が記載されているから、ほぼ鎌倉末期の神領の状態を記したものとよからう。なお「1364 年（貞治 3・正平 19）の内宮式年遷宮に備え、その費用徴収の台帳として内宮祀官によって作成された神

領注文をもとに、建久4(1193)年注文ほか諸本により校合加筆されたとみられる」(『日本史広辞典』)という指摘があり、妥当な説明と考えられる。なお、『神鳳鈔』について、小論の本体と離れて、やや細部にわたる説明に深入りし過ぎたと思うが、『神鳳鈔』の詳しい考察は管見の限りでは見いだし得なかったので、ここに考察したわけである。

- (11) 『吾妻鏡』の記事に従えば、神宮側から源氏への接触が計られたのは、養和元(1181)年10月19日すなわち幕府成立以前のことで、平家寄進の鎧が奇瑞を表したことを報じたことに始まる。頼朝は神宮權禰宜に対し、「所願成弁せば、必ず新御厨を寄進すべし」と答えたという。平家寄進の名分が「東国帰往の祈祷として」で、既に伊勢神宮の東国経営が始まっていたことを示している。
- (12) 源行家の告文に対する壽永元(1182)年伊勢神宮禰宜の返状によると、「東国の中、太神宮の御領すでにその数あり。神戸といひ御厨といひ、……かの所司・神人等、事を騒動に寄せ、また兵糧米の責ありと號して、所當の神税上分等難濟……耐捍」という(『吾妻鏡』)。なお注(14)参照。
- (13) 『統群書類従』神祇部「康暦二年外宮遷宮記」に、「禰宜正四位上度會神主晴宗」として現れる。
- (14) 一例を挙げれば、應永年間から内宮・外宮とも「一宿假殿遷宮」という形式だけの遷宮が行われるようになった。また康暦2(1380)年外宮遷宮に「後円融院御宇、自内宮遷宮隔中十五年、非常延引此時也、……自貞和元年之御遷宮、及三十六年、神慮難測者也」という注記、また永享元(1429)年の外宮假殿遷宮の項の「神人与神役人合戦、神人打負、瑞籬内楯籠、白石血流、神役殊射雜者共」などは、宮司などの「無沙汰」の底の流れを物語っていると、言えよう。以上『神皇雜用先規録』上(『統群書類従』第一輯上神祇部)。
- (15) 石井進氏『鎌倉武士の実像』105ページ、「大庭御厨の成立」に詳しい。なお、「口入神主」の文言そのものの史料は意外に少なく、管見の限りでは、次の2点がそれである。大治5(1130)年6月11日の下総権介平經繁私領寄進状案(『平安遺文』2161~2163)で下総国相馬郡布施郷を權禰宜荒木田神主延明を「口入神主」とし、經繁は「下司職」を相伝するかたちで、伊勢皇太神宮へ寄進する場合がその一つである。この場合、「供祭物者、毎年以田畠地利上分并土産銚等、可令備進」と書かれていて、『神鳳鈔』によく出現する文言を見いだす。なおこの寄進状については、小島鉦作氏『伊勢神宮史の研究』53ページ参照。他の一点は、弘長元(1261)年6月15日付「大中臣某寄進状案」で、内宮領たる尾張国愛知郡一楊御厨の3斗の口入料

と7斗の上分米すなわち「上分口入米」一石を二宮すなわち内宮と外宮に寄進する旨の文書である。内容からすると「當時七禰直定行神主」が「口入神主」として、将来の「訴訟」に備うべきことが規定されている（『鎌倉遺文』K12：08658）。なおこの一楊御厨は『神鳳鈔』では内宮領として「上分三十石、田六十二丁、畠二十四丁五反」と記されている。しかし、「口入神主」という言葉に限って言えば、『鎌倉遺文』14巻までには、この文書一点のみである。前掲『日本史広辞典』の「口入神主」の項参照。

- (16) 「二所太神宮例文」（『群書類従』第一輯 神祇部 巻第五）。陸直は、「陸直男也、正和五年正月廿日補」と記され、傍注に「土御門殿、又號岩出南殿」とある。
- (17) 竹内理三氏「胎内文書（二）」（『鎌倉遺文』第十三巻月報）に引用された中村直勝博士の説明。
- (18) 『広辞苑』初版（1955年刊）では、「いっちゃくしゅ」の見出しの下に「一磔手（半）」の漢文字を宛てて「磔は開く、張るの意。親指と……」としていたが、その後の版では、「一搦手半」を宛てている。言うまでもなく「磔」は当て字であり、辞典の見出し文字としては不適当で、漢字としては「搦」が正しいが、漢籍では慣用上「磔」も使用されている（諸橋轍次『大漢和辞典』）。しかし、管見の限りでは日本では文学史上でも古文書の上でも「搦」を使用した例は見当たらない。『広辞苑』は第五版にいたって「ちゃくしゅ」の見出しのもとに「搦手・探手」の文字が表れるが、「いっちゃくしゅ（はん）」では漢字「搦」しか見られない。なお、CD-ROM版の「漢字検索」には「探」を載せ、印字も可能である。

小学館の『日本国語大辞典』は『広辞苑』同様に「一搦手半」を見出しに使用しているが、説明文中の用例では「一搦手半」と「仏搦手」「仏一搦手」を挙げ、後者の出典は『行事鈔』としているから、唐代の『四分律行事鈔』からの引用漢字で、国字とははっきりと区別している。その他の用例は、「探」の活字体文字にすべて統一している。

角川書店の『古語大辞典』では、同じ読みの下に「一搦手半」の文字を宛てて、説明文には「探」は「チャク、仏長、ハカル」、「搦」の異体字）の説明が付けられている。文中説明の『十卷本字類抄』は『十卷本伊呂波字類抄』のことであろう。しかし、『伊呂波字類抄』の字体は「探」ではなく「搦」である。

- (19) この書は伝本数種があって、2巻本・3巻本『色葉字類抄』と、10巻本『伊呂波字類抄』・6巻本『世俗字類抄』は同一系統の書であるという。3巻本と10巻本はともに正和4（1315）年・永禄8（1565）年の書寫年月日を記

載し、6巻本は 建保3(1215)年・文永3(1266)年・貞和3(1347)年の書寫ないし修補の年代を記している。いずれにしても、書寫年代は鎌倉時代にさかのぼるわけで、この『字類抄』の起源は鎌倉時代初期以前と推定されるものである。『日本史広辞典』「色葉字類抄」の項には「鎌倉初期に大幅に増補した流布本の一〇巻本『伊呂波字類抄』」とある。なお、古辞書として有名な『節用集』の「易林本」にも「經亮本」にも、「一探手半」の用語は見いだせなかった。

- (20) そのご、『室町初期写十巻本 伊呂波字類抄』普及版を披見する機会があった。その結果、「一探手半」については、注(19)版(以下A版とする)の記載とほぼ同じ結論を得ることができたが、「伊」の項「員数」の「一探」の右脇の書き込みのような文字の傍の上部は、はっきりと「歹」の横に並んだ形のように読み取れた。しかし、他の箇所は「探」の字体がより明確に書かれているし、A版の場合、「知」の「*佛長* *ハカル*」の*カ*の右脇に(ナシ)」と但し書きがあると指摘したが、注(20)版(以下B版と呼ぶ)では「*ハル*」と送り仮名が施され、B版の制作者またはその読者がA版を訂正した可能性を推測させる。しかし、興味深いことに、A版「伊」の「豊字」の部分の「一探手半」の近傍の「一字千金」がB版では「一字千念」のように誤記されている。したがって、A版とB版は、同一の版本からの複写本であると推定できるように思う。
- (21) 臨川書店刊『塵添壺囊鈔・壺囊鈔』として木版本の写真版の形で入手できる。
- (22) 『塵囊』(チリブクロ)の編纂の時代は、各参考書とも、文永～弘安(1264～1288)年間の作としているが、筆者が『日本古典全集』の『塵囊』上下二巻(政宗敦夫編纂・校訂本、影印本)で検討した限りでは、「天保の頃、薩摩の藩士山田清安 高野山にて入手十五年影写」・「永正五(1508)年十一月九日書寫」などの奥書をもっと深く考慮すべきではなからうか。後考を期したい。
- (23) 貞慶は、「鎌倉前期の法相宗の僧。京都の生れ。号は解脱房。笠置寺上人とよばれた。藤原通憲(信西)の孫で、同貞憲の子。……学僧として将来を囑望されたが、名聞をきらい九三年(建久四)かねて弥勒信仰を媒介にして信仰を寄せていた笠置寺に隠遁……一二〇八年(承元二)海住山寺に移住し観音信仰にも関心を示した。(『日本史広辞典』)。弥勒信仰と関係あることが、看取される。
- (24) 天永2(1111)年四月十二日 開浦院從僧解 法隆寺文書九に「元者薬師寺聖律師以去治曆年中、爲被修勝鬘會、移住法隆寺之後、亦寺僧共令圖夢殿之繪、……鑄鍍金銅寶塔、……大衆共造立多聞吉祥二天像、……」とある。